

(別紙2)

電気用品安全法に関する解釈について

電力安全課

商品名等 (電気用品名等)	マルチタップ	日付 平成14年10月15日
<p>1 内容</p> <p>用途、機能、性能 商店の陳列棚と共に使用される配線器具。 埋込型のコンセントを金属ケースに組み込み、コード、プラグを接続して延長コードのような形態で販売する。コンセント、コード、プラグは全て規定の表示のなされたものを外部より購入する。</p> <p>構造、仕様、意匠 金属ケースにはフックが設けてあり、陳列棚に引っかけて使用する。 コンセントは埋込型のものを複数組み込み、さらにアース端子を設ける。 外形としては少し大きめのマルチタップの様。</p> <p>主な使用者、販売先 製造者から陳列棚などの家具等製造販売者を通して一般商店へ</p>		
<p>2 解釈</p> <p>内容 特定電気用品の「マルチタップ」として取り扱う。</p> <p>理由 本品は、コンセント、コード、差込みプラグを組み合わせた製品であるが、コンセントを複数組み込んだ金属ケース部分については固定要素がなく、コンセントとはみなせず、マルチタップとして取り扱う。</p>		